

## 臨時大深度地下利用調査会設置法案要綱

### 第一 目的及び設置

土地利用に係る社会経済情勢の変化にかんがみ、大深度地下の適正かつ計画的な利用の確保とその公共的利用の円滑化に資するため、総理府に、臨時大深度地下利用調査会（以下「調査会」という。）を置くこと。

（第一条関係）

### 第二 所掌事務

- 1 調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、大深度地下の利用に関する諸問題について、広く、かつ、総合的に検討を加え、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項並びに大深度地下の公共的利用の円滑化を図るための施策に関する事項（3において「基本理念等」という。）について調査審議すること。

2 調査会は、1の調査審議を行うに当たっては、安全の確保及び環境の保全に関する事項について特に配慮しなければならないこと。

3 調査会は、基本理念等に関して、内閣総理大臣に意見を述べるができること。

( 第二条関係 )

### 第三 答申等の尊重等

1 内閣総理大臣は、第二の1の諮問に対する答申又は第二の3の意見(2において「答申等」という。)を受けたときは、これを尊重しなければならないこと。

2 内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

( 第三条関係 )

### 第四 組織

調査会は、委員十二人以内で組織すること。

( 第四条関係 )

## 第五 委員

- 1 委員は、大深度地下の利用に関する諸問題について優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。
- 2 1の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、1の規定にかかわらず、1に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができること。
- 3 2の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならないこと。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならないこと。
- 4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができること。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とすること。

6 委員は、非常勤とすること。

( 第五条関係 )

## 第六 会長

調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定めること。

( 第六条関係 )

## 第七 資料提出その他の協力

- 1 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができること。
- 2 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、1に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。

( 第七条関係 )

## 第八 政令への委任

この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定めること。

( 第八条関係 )

## 第九 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、第五の1中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行すること。

2 この法律は、1の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失うこと。

3 その他所要の改正を行うこと。

( 附則関係 )